

平成30年度福島県交流拡大モデル事業「旅行商品の造成・販売・プロモーション業務」
委託仕様書

1 委託業務の名称

平成30年度福島県交流拡大モデル事業「旅行商品の造成・販売・プロモーション業務」
(以下「業務」という。)

2 発注者

公益財団法人福島県観光物産交流協会 (以下「協会」という。)

3 委託期間

契約締結の日から平成31年3月6日(水)まで

4 事業目的

本事業は、国内外の外国人が福島県を訪れるプログラムとして「ホープツーリズム」のコンテンツを開発し、受入体制や情報発信基盤を整備し、ツアー商品を造成・販売することで、福島県(原子力被災12市町村をはじめとした浜通り等)における課題である風評払拭・風化防止及び持続的な外国人交流人口の拡大を図ることで、観光産業を通じた復興・創生につなげることを目的とする。

5 委託内容

旅行業第1種又は第2種の資格を有し、募集型企画旅行を実施するものとする。
委託内容は次の項目とし、詳細や留意点は次のとおりとする。

(1) ツアー内容・行程作成業務

- ① 本業務で実施するツアーは、平成30年度福島県交流拡大モデル事業で実施するモニターツアーの検証・分析結果を元に、協会と協議の上、決定すること。
- ② ツアーの催行は平成31年1月下旬の想定とする。
- ③ 行程は、2泊3日とする。
- ④ ツアーに係る費用は参加者から徴する旅行代金でまかなうこと。

(2) 手配・催行管理業務

- ① 視察・見学場所、講話、宿泊ホテル、貸切バス、昼食会場(弁当の場合あり)、夕食会場、会議室等に係る全行程の手配を行うこと。
- ② 視察先の説明ができる英語対応可能な通訳を手配すること。
- ③ 参加者の食事制限に配慮した食事を手配すること。
- ④ 最終日程表を英語で作成し、参加者へ送付すること。
- ⑤ 訪問先の資料は英語のものを準備し、参加者の理解度向上に努めること。
- ⑥ 申込先を受託先とし、参加者名等の情報集計の上、協会へ提出すること。
- ⑦ 添乗員1名が全行程の添乗及び旅程管理を行うこと。

(3) 翻訳業務について

業務の翻訳に係る一切の経費は、全て事業費に含むこと。

(4) プロモーションについて

- ① チラシを英語で作成すること。
- ② プロモーション先については、協会と協議した上で決定すること。

(5) ツアーの分析および検証

実施したツアーについて、分析および検証を行なうこと。

(6) 報告書の作成等

本業務の取り組み内容と分析・検証結果を報告書として取りまとめること。

※なお、ツアー実施後、速やかに実施状況報告を行うこと（紙媒体）。

(7) 進捗状況の報告について

業務の詳細について協会と協議の上決定するとともに、進捗状況については、随時、協会へ報告すること。なお、ツアー実施結果については、ツアー実施後、速やかに報告すること。

6 委託見積限度額

2, 3 3 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

7 再委託

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、協会の承認を得ることとし、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

8 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

9 成果品

本業務において作成した事業報告書は、ツアー終了後、委託期間内に速やかに提出すること。

- (1) 提出部数：紙媒体3部、その他電子媒体

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、協議のうえ、定めることとする。
- (2) 但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。